

電話（日頭）記録用紙

発信日時	平成 20 年 4 月 8 日(火)16 時		
表題	熱海市伊豆山地区の無許可林地開発に関する他法令の措置状況について		
受信者	熱海市まちづくり課 [REDACTED]	発信者 [REDACTED]	治山課 林地保全係 [REDACTED]
供覧	所長 部長 技監 治山課長 課員 [REDACTED]		
要件	<p>熱海市伊豆山地区の無許可林地開発行為に関連し、熱海市に関する法令の措置状況を下記のとおり確認した。</p> <p>記</p> <p>【確認事項 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱海市は、静岡県風致地区条例に基づく許可を 2 件と静岡県土採取等規制条例に基づく届出の受理を 1 件行っているが、事実関係を確認したい。 <p>【熱海市の回答 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初、下流側 (9,446 m²) について、風致地区条例に基づく許可申請と土採取等規制条例に基づく届出が同時に行われた。その後、更に上流部についても風致地区条例に基づく許可申請と土採取等規制条例に基づく届出がされたが、土採取条例については問題ありとして受理しなかった。但し、風致地区条例については、要件に照らし合わせ、許可せざるを得ないと判断した。 申請等を二つに分けても一体のものとして扱われるのではないかと事業者に指導したが、県から 10m 以上離せば問題ないと指導を受けたと言っていた。 <p>【確認事項 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の開発状況は、違反ではないのか。 <p>【熱海市の回答 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の状況は、風致地区条例及び土採取等規制条例共に違反している。 土採取等規制条例は、個別法が優先される内容である。 林地開発行為について、復旧の指導をしていることは承知しており、その動向を見て対応を検討する。 <p>【確認事項 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 林地開発の復旧指導が、完了したとしてその後に行われるであろう開発について、許可が可能であるか疑問視している。 <p>【熱海市の回答 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の違反箇所について、宅地造成の相談を受けている。 熱海土木事務所から流末の流下能力が、1 / 1 に満たないため、洪水調整池を設置しても河川改修をしない限り開発はできないと言われている。 実際、地形が急なので河川改修はできないと思う。 		
対応	<ul style="list-style-type: none"> 復旧指導完了後に想定される林地開発等の許可申請について、河川改修が大きな課題になる。 個別の法令に関する熱海市及び県熱海土木事務所、東部農林が連絡調整しながら対処していく必要がある。 		